

## 業 務 委 託 契 約 書 (未定稿)

佐賀県（以下「甲」という。）と●●●●●（以下「乙」という。）は、さがものづくり道場（機械系コース）に係る業務（以下「委託業務」という。）の委託について、次のとおり契約を締結する。

### （目的）

第 1 条 甲は、県内事業所等に勤める就業者が、機械加工技術の知識及び技能を習得することにより、企業力の向上、活性化を図ることを目的として、委託業務を乙に委託し、乙は、これを受託する。

### （委託期間）

第 2 条 委託業務の期間は、契約締結の日から令和 3 年（2021 年）2 月 28 日までとする。

### （委託料）

第 3 条 委託事業に要する経費（以下「委託料」という。）は、金〇〇〇,〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税額 〇〇〇, 〇〇〇円）とする。

### （契約保証金）

第 4 条 乙は、この契約の締結と同時に、契約保証金として金〇〇,〇〇〇円を甲に納付しなければならない。

- 2 前項の契約保証金には利息をつけない。
- 3 甲は、乙が委託業務を履行したときに第 1 項に定める契約保証金を還付するものとする。
- 4 第 1 項の規定にかかわらず、乙が保険会社との間に、甲を被保険者とし第 1 項の金額以上の額を補償額とする履行保証保険契約を締結し、その保険証券を甲に提出したときは契約保証金を免除する。

### （委託業務の処理方法）

第 5 条 乙は、委託業務をこの契約書に定めるもののほか、別添委託業務仕様書及び甲の指示に従って処理しなければならない。

### （再委託の禁止）

第 6 条 乙は、委託業務を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、委託業務の一部を再委託することができる。

- 2 前項の場合において、乙は、再委託した業務のすべてについて責任を負わねばならない。

### （権利の譲渡等の禁止）

第 7 条 乙は、この契約から生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

### （実地調査）

第 8 条 甲は、必要があると認めるときは、乙の委託業務の実施状況その他必要な事項について報告を求め、

又は実地に調査することができる。

#### (履行義務等)

第 9 条 乙は、この契約及び仕様書に基づき、自己の責任において、履行期間内に委託業務を完了しなければならない。

2 委託業務の完了までに生じる必要な費用及び労力についての損失は、全て乙の負担とし、完了前に履行不能となった場合には、乙は委託料のうち当該不能となった部分に相当する額の請求をすることはできない。ただし、当該履行不能が甲の責めに帰すべき事由による場合においては、この限りではない。

3 甲は、乙が自己の責めに帰すべき理由により、委託期間内に委託業務を完了することができない場合は、遅延日数に応じ、委託料に年 2.6%の割合を乗じて得た額の遅延損害金を請求することができる。

#### (管理義務)

第 10 条 乙は、委託業務の履行上発生した事故に関する損害(第三者に及ぼした損害を含む。)については、自己の責任において処理しなければならない。ただし、その損害が甲の責めに帰する理由による場合においてはこの限りでない。

#### (事故等の報告)

第 11 条 乙は、委託業務の履行に支障が生じるおそれのある事故の発生を知ったときは、直ちにその旨を甲に報告するとともに、速やかに応急措置を講じなければならない。又、遅滞なく詳細な報告書並びに今後の方針案を甲に提出するものとする。

#### (事業完了報告書の提出)

第 12 条 乙は、委託業務を完了したときは、直ちに委託業務の完了に関する報告書(以下「事業完了報告書」という。)(様式第 1 号)を甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の事業完了報告書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、委託料の額を確定し、これを乙に通知するものとする。

#### (委託料の請求及び支払)

第 13 条 乙は、前条第 2 項の規定により合格した旨の通知及び委託料の額の確定の通知があったときは、甲に対して委託料の「請求書」(様式第 2 号)を提出することができる。

2 甲は、前項の規定による適正な支払請求書の提出を受けたときは、その日から起算して 30 日以内に乙に委託料を支払わなければならない。

3 甲の責に帰す事由により、前項に規定する委託料が支払期限までに支払われない場合、乙は、遅延日数に応じ、未受領金額に年 2.6 パーセントの割合を乗じて計算した額に相当する金額を甲に請求することができる。

#### (契約内容の変更・中止)

第 14 条 甲は、必要がある場合には、甲乙協議の上、契約内容を変更し、又はこの契約の全部もしくは一部を一時中止することができる。この場合において、委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、甲乙協議の上、書面によりこれを定めるものとする。

(契約の解除)

第 15 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙がその責めに帰す事由により、この契約に違反したとき。
- (2) 乙が委託期間内に委託業務が完了しないとき、又は、完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) 支払いの停止があったとき、または乙が仮差押、差押、競売、破産、会社更生手続開始もしくは特別精算開始の申し立てを受けたとき。
- (4) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- (5) 租税公課の滞納処分を受けたとき。
- (6) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 7 7 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

- (7) 乙から契約の解除の申し出があったとき。

2 甲は、前項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

3 甲は、第 1 項の規定により契約を解除した場合において、既に支払った委託料の全部又は一部の返還を、乙に対し期限を定め請求することができるものとする。

(違約金)

第 16 条 第 15 条第 1 項の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は、違約金として契約金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する額を甲の指定する期限までに支払わなければならない。

2 前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該保証金または担保をもって違約金に充当することができるものとする。

3 第 1 項の規定により甲から違約金の請求を受けた場合において、乙が甲の定めた期限までに支払わないときは、乙は期限の翌日から違約金支払日までの日数に応じて、違約金に年 2.6%の割合を乗じて計算し

た遅延利息を支払わなければならない。

(損害賠償)

第 17 条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、委託業務の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(個人情報の保護)

第 18 条 乙は、委託業務の実施に関して知り得た情報を他の目的に使用し、又は第三者に開示・漏洩してはならない。

2 前項の規定は、本契約が終了又は解除された後においても同様とする。

3 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(証拠書類)

第 19 条 乙は、委託業務に係る収支の状況を明らかにした書類及び帳簿を整備し、委託業務完了後 5 年間保管しなければならない。

(費用の負担)

第 20 条 この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、乙の負担とする。

(協議)

第 21 条 この契約に定める事項について疑義が生じた場合、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 2 年 (2020 年) 月 日

甲 佐賀市城内一丁目 1 番 59 号

佐賀県産業労働部ものづくり産業課 課長 ○○ ○○

乙

## 個人情報取扱特記事項

### (基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるものをいい、特定個人情報を含む。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

### (秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

### (収集の制限)

第3 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、本人から収集し、本人以外から収集するときは、本人の同意を得た上で収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りでない。

### (目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

### (適正管理)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために、個人情報の管理に関する責任者及び作業現場の責任者の設置等の管理体制の整備など、必要な安全管理措置を講じなければならない。

2 乙は、前項の目的を達成するために、個人情報を取り扱う場所及び保管する場所（以下「作業場所」という。）において、入退室の規制、防災防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。

### (事務取扱担当者の明確化)

第6 乙は、個人情報を取り扱うにあたって、部署名（●●課、●●係等）、事務名（●●事務担当者）等により、担当者を明確にしなければならない。ただし、部署名等により担当者の範囲が明確化できない場合には、事務取扱担当者を指名しなければならない。

### (複写又は複製の禁止)

第7 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

### (作業場所の外への持出の禁止)

第8 乙は、あらかじめ甲の指示又は承諾があつた場合を除き、この契約による事務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等（複写及び複製したものを含む。）について、作業場所の外へ持ち出してはならない。

### (再委託の禁止)

第9 乙は、甲の書面による承諾があるときを除き、この契約による事務を第三者に委託してはならない。

2 乙は、甲の書面による承諾により、第三者に個人情報を取り扱う事務を委託する場合は、甲が乙に求める個人情報の保護に関する必要な安全管理措置と同様の措置を当該第三者に講じさせなければならない。

- 3 乙は、再委託先の第1項に規定する事務に関する行為及びその結果について、乙と再委託先との契約の内容にかかわらず、甲に対して責任を負うものとする。
- 4 乙は、本件委託事務を再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

(資料等の返還等)

- 第10 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還、廃棄又は消去しなければならない。ただし、甲が別に指示したときはその指示に従うものとする。
- 2 乙は、前項の個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。
  - 3 乙は、パソコン等に記録された第1項の個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェア等を使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。
  - 4 乙は、第1項の個人情報を廃棄又は消去したときは、甲に完全に廃棄又は消去した旨を証する書面を速やかに提出しなければならない。

(事務従事者への周知及び指導監督)

- 第11 乙は、この契約による事務に従事している者に対して、次の事項を周知するとともに、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理体制が図られるよう、必要かつ適切な指導監督を行わなければならない。
- (1) 在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと
  - (2) 前号に違反した場合は佐賀県個人情報保護条例（平成13年佐賀県条例第37号）上の罰則規定に基づき処罰される場合があること
  - (3) その他この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の保護に関して必要な事項
- 2 乙は、前項の目的を達成するために、非正規職員を含めた従業者に対し、個人情報を取り扱う場合に従事者が遵守すべき事項について研修等の教育を実施しなければならない。

(報告及び検査)

- 第12 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。
- 2 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、随時実地に検査することができる。

(事故発生時の対応)

- 第13 乙は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(指示)

- 第14 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

- 第15 甲は、乙が特記事項の内容に反していると認めるときは契約の解除又は損害賠償の請求をすることが

できるものとする。

- (注) 1 「甲」は委託者を、「乙」は受託者をいう。  
2 委託の事務の実態に即して適宜必要な事項を追加し、又は不要な事項は省略して差し支えないものとする。

## 個人情報の管理体制等報告書

(和暦又は西暦) 年 月 日

委託者名 様

住所又は所在地

受託者名 氏名又は商号 印  
代表者氏名

〇〇委託業務（委託契約の名称を記載）に関する個人情報の管理体制等について、下記のとおり報告します。

## 1 管理責任体制に関する事項

個人情報管理責任者	(所属・役職)	(氏名)
作業責任者	(所属・役職)	(氏名)

## 2 事務取扱担当者に関する事項

部署名	
事務名 (事務担当者)	

※事務担当者は、個人情報の取得から廃棄までの事務に従事する全ての者が該当となります。

## 3 個人情報の保管、管理に関する事項

作業場所	
保管場所及び保管方法	
盗難、紛失等の 事故防止措置等	(具体的に記入すること)



## 個人情報の管理体制等変更報告書

(和暦又は西暦) 年 月 日

委託者名 様

住所又は所在地

受託者名 氏名又は商号 印  
代表者氏名

〇〇委託業務（委託契約の名称を記載）に関する個人情報の管理体制等について、下記のとおり変更しましたので報告します。

## 1 管理責任体制に関する事項

個人情報管理責任者	(所属・役職)	(氏名)
作業責任者	(所属・役職)	(氏名)

## 2 事務取扱担当者に関する事項

部署名	
事務名 (事務担当者)	

※事務担当者は、個人情報の取得から廃棄までの事務に従事する全ての者が該当となります。

## 3 個人情報の保管、管理に関する事項

作業場所	
保管場所及び保管方法	
盗難、紛失等の 事故防止措置等	(具体的に記入すること)

(様式第 1 号)

(和暦又は西暦) 年 月 日

佐賀県

様

受託者 ●●県●●市●●●

●●●●

代表者 ●● ●● 印

### 事業完了報告書

(和暦又は西暦) 年 月 日付けで契約を締結したさがものづくり道場（機械系コース）に係る業務委託について、次のとおり業務を実施したので、委託契約書第 12 条第 1 項の規定により関係書類を添えて報告します。

### 記

- 1 事業完了報告書（別紙 1）
- 2 収支決算書（別紙 2）
- 3 事業完了年月日

別紙1 (様式第1号関係)

業務実績報告書

1 業務期間 (和暦又は西暦) 年 月 日から (和暦又は西暦) 年 月 日まで

2 業務実績

(1) 講習会の開催

	日時	場所	参加者数 (人)	参加企業数 (社)
学科				
実技 (普通旋盤)				
実技 (フライス盤)				

(2) その他

※講師の要件が確認できる資料を添付すること。

別紙2（様式第1号関係）

収 支 決 算 書

（収入の部）

（単位：円）

区分	実績額	備考
計		

（支出の部）

（単位：円）

区分	実績額	備考
事業費		
人件費		
その他 事務費		
計		

(様式第 2 号)

(和暦又は西暦) 年 月 日

佐賀県

様

受託者 ●●県●●市●●●●

●●●●

代表者 ●● ●● 印

さがものづくり道場（機械系コース）に係る業務委託請求書

(和暦又は西暦) ○年○月○日付け○第○○号で額の確定通知があったさがものづくり道場（機械系コース）に係る業務委託（契約期間 (和暦又は西暦) 年 月 日から (和暦又は西暦) 年 月 日) に係る委託料のうち、下記金額を業務委託契約書第 13 条第 1 項の規定により請求いたします。

記

請 求 額 金 円

内 訳 確定委託金額 金 円